


小さな会社の顧客管理[®]

利用規約及び秘密保持に関する規約同意書

トライアル用

 株式会社トラス1

〒870-0035 大分県大分市中央町3-4-14

TEL 097-532-6807

サービス利用者（以下「甲」という）と株式会社トラスト1（以下「乙」という）は、乙が甲に対して小さな会社の顧客管理サービス（以下「本サービス」という）の提供に関して、次のとおり規約（以下「本規約」という）に同意する。

第1条（定義）

本規約上で使用する用語の定義は、次の通りとする。

(1) 本サービス	乙が提供する顧客管理・分析システム
(2) 本サイト	本サービスのコンテンツが掲載された、乙のウェブサイトの総称
(3) コンテンツ	本サイトにて掲載される情報の総称
(4) 利用者	本サービスを与えられた甲の従業員
(5) ID	本サービスの利用のために利用者が保有する文字列
(6) パスワード	IDに対応して利用者が固有に設定する暗号
(7) 個人情報	住所、氏名、連絡先等、個人を特定できる情報の総称

第2条（サービス内容）

乙は、本サービスの利用権を甲に付与し、甲は本サービスを本規約及び本サイトに定められた条件(以下「規定等」という)で使用する事ができるものとする。

第3条（トライアル期間）

甲は、乙が提供する本サービスを本規約に同意した日から3ヶ月間に限り無料で利用できるものとする。

第4条(外部委託)

乙は、本サービスに関する業務の一部または全部を第三者に委託することができるものとする。

第5条(利用者の会員登録)

- 1 利用者は、本規約に定める各条項を遵守しなければならない。
- 2 利用者は、甲の従業員(正社員)に限定するものとする。
- 3 利用者は、乙がその申込を承諾し、ID登録が完了した時点から本サービスを利用することができるものとする。
- 4 乙は、利用希望者が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、乙の判断により利用を拒否することができる。
 - 1) 利用希望者が、乙の定める方法によらず利用の申込を行った場合
 - 2) 利用希望者が、過去に本規約または乙の定めるその他の規定等に違反したことを理由として退会処分を受けた者である場合
 - 3) 利用希望者が、不正な手段をもって登録を行っている乙が判断した場合
 - 4) 利用希望者が、本人以外の情報を登録している場合

5) その他乙が不適切と判断した場合

第6条(ID・パスワード管理)

- 1 甲は、利用者が本サービスに使用するID及びパスワードを管理させる責任を負うものとする。
- 2 甲は、登録したIDを利用して利用者が行ういかなることについても、乙に対して責任を負うことに同意する。
- 3 ID及びパスワードの不正利用の疑いがあると感じたとき、または他人に使用されるおそれがある場合、甲は直ちに乙に連絡しなければならない。

第7条(登録情報の変更)

利用者の登録情報に変更が発生した場合は、速やかに変更の手続きを行わなければならない。これを怠ったことにより甲に不具合が発生しても、乙は一切の責任を負わないものとする。

第8条(バックアップ)

- 1 甲は、本サービスにおいてサーバ上に伝送するデータ等について、自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとする。
- 2 乙は、データ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとする。

第9条(ID返還)

- 1 利用者がIDの返還を希望する場合、乙が定める方法により手続きを行うものとする。
- 2 乙は、利用者が次の各号のいずれかの行為を行った場合、乙の判断により強制的にIDを削除することができる。
 - 1) 乙の定める方法によらずID登録を行ったことが明らかとなった場合
 - 2) 本規約または乙の定めるその他の規定等に違反した場合
 - 3) その他乙が不適切と判断した場合

第10条(禁止行為)

本サービスの利用に際し、乙は甲に対し、次に掲げる行為を禁止する。違反した場合、即時解約、利用停止等、乙は必要な措置を取ることができるものとする。

- 1) 乙または第三者の財産を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- 2) または第三者に経済的損害を与える行為
- 3) IDを第三者に譲渡、質入、貸与する行為
- 4) IDの利用を停止された者に代わってIDを取得する行為
- 5) 複数人が1つのIDを共同して保有する行為
- 6) 本サービスの運営及びシステムに支障を与える行為
- 7) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
- 8) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信または掲載する行為
- 9) 本サービスの円滑な運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為
- 10) 本サービスの利用により得た情報を再販売、二次利用すること
- 11) 本サービスで得た情報をインターネット上で入手できる状態にすること
- 12) 本規約または乙の定める規定等に違反する行為
- 13) 上記の他、不適切と判断する行為

第11条(利用環境整備)

- 1 甲は、本サービスを利用するために必要な機器、ソフトウェア、通信回線等を自らの責任と費用にて整備しなければならない。
- 2 甲は、コンピューターウイルスの感染防止等のセキュリティ対策を自己の責任と費用にて講じるものとする。

第12条(利用制限)

- 1 乙は、甲または利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの利用の全部または一部を制限することができるものとする。
 - 1) 利用者の本サイト利用により、コンピューターウイルスや大量送信メールの拡散など、乙または第三者に被害が及ぶおそれがあると乙が判断した場合
 - 2) 甲との連絡が不能となった場合
 - 3) 甲が、行政処分その他公権力による処分を受けた場合
 - 4) その他、利用制限をする必要があると乙が判断した場合
- 2 利用制限に関して発生した損害につき、乙は一切の責任を負わないものとする。

第13条(削除及び変更権限)

次の各号に掲げた事項が確認された場合、乙は事前通知なく、IDの削除ならびに将来にわたる利用禁止の措置を取ることができるものとする。

- 1) 甲が本規約または本サイトで別途定められた規定等に違反したとき
 - 2) IDが反社会的勢力またはその構成員や関係者によって取得または使用されたとき、もしくは使用されるおそれがあると乙が判断したとき
 - 3) 登録情報が利用者のものでないと判明したとき
- 2 IDの削除または利用禁止に関し、乙は、甲及び第三者に対して一切責任を負わないものとする。
 - 3 乙が必要と判断した場合には、利用者に通知することなく、いつでもサービス内容を変更、停止または終了することができるものとする。

第14条(個人情報管理)

- 1 乙は、本サービスの運営に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つ努力をする。
- 2 乙は、個人情報の漏洩、流失の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。
- 3 乙は、個人情報の安全管理のために、個人情報を取り扱う従業員に対する必要かつ適切な監督を行う。
- 4 乙は、本サービスの運営に関し、保存する必要がなくなった個人情報を速やかに破棄または削除するものとする。
- 5 乙は、個人情報の取扱いの全部または一部を乙以外の者に委託するときは、委託契約において、個人情報の安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 6 乙は、あらかじめ甲の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しないものとする。但し、次の各号を除く。
 - 1) 法令に基づく場合
 - 2) 第三者の生命、身体または財産の保護のために必要があると乙が判断した場合
 - 3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
 - 4) 公的機関またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第15条(所有権・知的財産権)

本サービスに基づくシステムに関する所有権及び知的財産権は乙に帰属するものとし、甲が管理している顧客情報の所有権は甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、甲が本サービスをコンテンツ維持の目的で変更及び改変することを許諾する。

第16条(機密保持・秘密情報の取扱い)

秘密情報の取扱いに関しては、乙が提供する秘密保持契約の内容を承諾し、双方遵守するものとする。

第17条(非保証)

乙は、次の各号について一切の保証を行わないものとし、甲はこれに同意する。

- 1) 本サービス利用に起因して乙または利用者のPCに不具合や障害が生じないこと
- 2) コンテンツの正確性及びシステムの完全性
- 3) 本サービスが永続すること
- 4) 本サービスの利用に中断またはエラーが発生しないこと

第18条(免責)

乙は、次の各号について一切の責任を負わないものとする。

- 1) 閲覧するPC利用環境に起因する一切の不具合
- 2) 本サービスの内容変更、中断、終了によって生じた損害
- 3) 予期せぬ要因で本サイトの閲覧に関して生じた障害
- 4) コンテンツの監視、チェック、保存
- 5) コンテンツの合法性、道徳性、信頼性、正確性
- 6) 本サイトからリンクしているウェブサイトの合法性、道徳性、信頼性、正確性
- 7) 未知のコンピューターウイルスによって生じた損害
- 8) 通常の注意をもってしても防御できない不正アクセスまたは通信経路上での傍受
- 9) 第三者の製造するハードウェア、ソフトウェアによって生じた損害
- 10) 電気通信事業者の提供するサービスの不具合によって生じた損害
- 11) 本サービスを利用することにより甲と第三者との間で生じた紛争及び損害

第19条(一時的な中断及び提供停止)

乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲への事前の連絡をすることなく、本サービスの提供を中断することができるものとする。

- 1) 本サービスに必要な設備の保守作業を行う場合
 - 2) 本サービス運用上の理由で、やむを得ない場合
 - 3) 不可抗力により、本サービスを提供できない場合
- 2 乙は、甲が本規約等に違反した場合、事前の通知を要することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとする。
 - 3 乙は、前各号に定める事由により甲に対し本サービスを提供できなかったことに関して甲または第三者に損害が発生しても、一切責任を負わないものとする。

第20条(解除)

乙は、相手方に対し、1ヶ月前までに事前に書面で通知することにより、本規約を解除することができる

第21条(損害賠償)

甲及び乙は、本規約に違反して相手方に損害を与えたとき、その損害を賠償するものとする。

第22条(不可抗力)

本規約上の義務を、以下に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙双方本契規約の違反とせず、その責を負わないものとする。

- 1) 自然災害
- 2) 伝染病
- 3) 戦争及び内乱
- 4) 革命及び国家の分裂
- 5) 暴動
- 6) 火災及び爆発
- 7) 洪水
- 8) ストライキ及び労働争議
- 9) 政府機関による法改正で、本規約に重大な影響を与えると認められるもの

第23条(他の規定等との関係)

本サービスにおいて、本サイトその他に本規約以外の規定が存在する場合は、当該規定も適用されるものとし、本規約と相反する記述がある場合は、当該規定を優先適用する。

第24条(権利の譲渡及び質入)

甲及び乙は、互いに相手方より事前に記名押印した書面による同意を得ることなく、本規約上の地位を第三者に承継させ、または本規約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならない。

第25条(準拠法)

本サービスの準拠法は日本法とする。

第26条(合意管轄)

本規約に起因または関連して生じた紛争については、当事者が誠実に協議することにより解決に当たるものとするが、かかる協議が調わない場合には、訴額に応じて、大分簡易裁判所又は大分地方裁判所を専属的合意管轄裁判所として裁判により解決するものとする。

第27条(誠実協議)

本規約に定めのない事項及び本規約の解釈に関して疑義が生じた事項については、当事者は誠実に協議の上、信義誠実の原則に従って解決するものとする。

秘密保持に関する規約

サービス利用者（以下「甲」という）と株式会社トラスト1（以下「乙」という）は、乙が甲から委託された業務（以下「本件委託業務」という）を遂行するにあたり、相互に開示される秘密情報の取扱いについて、次のとおり規約（以下「本規約」という）に同意する。

第1条（秘密情報）

本規約において、「秘密情報」とは、一方当事者（以下「開示当事者」という）が他方当事者（以下「受領当事者」という）に対して、本目的のために、技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する一切の情報（文書、口頭、電磁記録的媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本規約の同意の前後を問わず、開示した一切の情報、本規約の存在及び内容、並びに本取引に関する協議・交渉の存在及びその内容）をいう。但し、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとする。

- ① 開示された時点において、受領当事者が既に了知していた情報
- ② 開示された時点において、すでに公知であった情報
- ③ 開示された後に受領当事者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
- ④ 開示当事者に対して秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

第2条（秘密保持）

- 1 受領当事者は、秘密情報について厳に秘密を保持するものとし、開示当事者の事前の書面による承諾なしに第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとする。但し、受領当事者は、本目的のために必要な範囲のみにおいて、受領当事者の役員及び従業員並びに本取引に関して受領当事者が依頼する弁護士、公認会計士、税理士その他アドバイザー（総称して以下「役員等」という）に対して、秘密情報を開示できるものとする。
- 2 受領当事者は、前項の規定に基づき秘密情報の開示を受ける第三者が法律上守秘義務を負う者でないときは、本規約に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負う当該第三者に課して、その義務を遵守させるものとし、且つ、当該第三者においてその義務の違反があった場合には、受領当事者による義務の違反として、開示当事者に対して直接責任を負うものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、受領当事者は、法令又は裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他受領当事者を規制する権限を有する公的機関の裁判、規則若しくは命令に従い必要な範囲において秘密情報を公表し、又は開示することができる。但し、受領当事者は、かかる公表又は開示を行なった場合には、その旨を遅滞なく開示当事者に対して通知するものとする。

第3条（目的外使用の禁止）

受領当事者は、開示当事者から開示された秘密情報を、本目的以外のために使用してはならないものとする。

第4条（管理）

甲及び乙は、本規約の趣旨に則り、秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理する。

第5条 (開示当事者による監督)

開示当事者は、受領当事者に対し、必要に応じて、秘密情報の管理状況に関する報告等を求めることができるとともに、本規約の履行確保のために、受領当事者に対し管理状況の改善を要請することができる。

第6条 (複製)

受領当事者は、本目的のために必要な範囲において秘密情報を複製（文書、電磁的記録媒体、光学記録媒体及びフィルムその他一切の記録媒体への記録を含む）することができるものとする。なお、上記複製により生じた情報も秘密情報に含まれるものとする。

第7条 (損害賠償)

受領当事者は、秘密情報の漏洩等の事故が生じた場合には、速やかに開示当事者に対しこれを報告し、開示当事者の指示を受けるものとする。

- 2 受領当事者が本規約に定める事項に違反したことにより、開示当事者が損害を被った場合、受領当事者は開示当事者が被った損害を賠償するものとする。ただし、開示当事者に生じた間接損害、特別損害及び逸失利益については、受領当事者は責任を負わないものとする。

第8条 (差止め)

契約当事者は、相手方が、本規約に違反し、又は違反するおそれがある場合には、その差止め、又は差止めに係る仮の地位を定める仮処分を申し立てることができるものとする。

第9条 (破棄又は返還)

- 1 本規約が終了したとき、開示目的が中止されたとき、もしくは終了したとき又は時期の如何を問わず開示者の請求があったときは、自らの選択及び費用負担により、受領当事者は、遅滞なく秘密情報、秘密情報を記載又は包含した書面及び記録媒体等並びにそれらのすべての複製物、複写物及び改変物を開示者に返還し、又は開示者の合理的な指示に従って、これらを破棄又は消去するものとし、その後これらを一切保持しないものとする。破棄又は消去した場合には、受領当事者は、これらをすべて破棄又は消去した旨を速やかに開示当事者に通知するものとする。
- 2 受領当事者は、開示当事者が要請した場合には、速やかに前項に基づく受領当事者の義務が履行されたことを証明する書面を開示当事者に対して提出するものとする。

第10条 (知的財産権)

- 1 本規約に基づく、開示当事者から受領当事者への秘密情報の開示により、秘密情報に含まれる開示当事者又は第三者のいかなる知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権をいい、これらの権利を取得し、又は登録等を出願する権利、その他のアイデア、ノウハウ、コンセプト及び技術情報等を含む。著作権については、著作権法第27条及び同第28条に定める権利を含む。以下本規約において同じ。）その他一切の権利も受領者に移転又は許諾されるものではない。
- 2 受領当事者は、開示当事者より開示された秘密情報の中に、知的財産権又は知的財産権になりうる情報が含まれていた場合であるか否かを問わず、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等の解析行為、ソースコード、アルゴリズム、ノウハウ等の情報を取得しようとする行為等、開示当事者の権利又は利益

を侵害する行為を自ら行わず、いかなる第三者にもこれを行わせないものとする。

第11条（権利義務の譲渡の禁止）

甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本規約により生じた権利及び義務の全部又は一部、もしくは本規約上の地位を第三者に譲渡し、担保に供し、承継させ、又はその他の方法により処分をしてはならない。

第12条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、相手方に対し、次の各号のいずれかにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - ① 自ら又は自らの役員もしくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること。
 - ② 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑥ 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 甲及び乙は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを表明し、保証する。
 - ① 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為。
 - ② 相手方の名誉や信用等を毀損する行為。
 - ③ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為。
 - ④ その他これらに準ずる行為。
- 3 甲又は乙は、相手方が前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合、契約解除の意思を書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）で通知の上、直ちに本規約を解除することができる。この場合において、前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をした相手方は、解除権を行使した他方当事者に対し、当該解除に基づく損害賠償を請求することはできない。
- 4 前項に定める解除は、解除権を行使した当事者による他方当事者に対する損害賠償の請求を妨げない。

第13条（有効期間）

本規約の有効期間は、トライアル期間満了時までとする。但し、第2条（秘密保持）、第4条（管理）、第7条（損害賠償）、第8条（差止め）、第9条（破棄又は返還）、第10条（知的財産権）、第15条（誠実協議）及び第17条（裁判管轄）の規定は、本規約終了後も有効に存続するものとする。

第14条（解除）

甲及び乙は、相手方が本規約に定める条項の一に違反したときは、本件業務の委託契約を解除することができる。

第15条（誠実協議）

本規約に定めのない事項及び本規約の解釈に関して疑義が生じた事項については、当事者は誠実に協議の上、信義誠実の原則に従って解決するものとする。

第16条（準拠法）

本規約の準拠法は日本法とし、日本法によって解釈される。

第17条（裁判管轄）

本規約に起因または関連して生じた紛争については、当事者が誠実に協議することにより解決に当たるものとするが、かかる協議が調わない場合には、訴額に応じて、大分簡易裁判所又は大分地方裁判所を専属的合意管轄裁判所として裁判により解決するものとする。

以上を証するため、本規約同意書を2通を作成し、各当事者が記名捺印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

所在地

名称

印

乙

所在地 大分県大分市中央町3-4-14

名称 株式会社トラスト1

代表取締役 木下 英朗

印